

チェックリスト

駐車場法に基づく管理規定

条 文	管理規定に定めなければならない事項	適・否	備 考
法13条2項1号	路外駐車場の名称		
法13条2項2号	路外駐車場管理者の氏名及び住所 〔 法人の場合は、その名称及び所在地、代表者の氏名及び住所 〕		
法13条2項3号 省令3条1項	供用時間に関する事項 〔 休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻を定める 〕		
法13条2項4号 省令3条2号 政令16条	駐車料金に関する事項 〔 ・駐車料金の額は確定額をもって定める ・駐車料金の額の基準は次のとおり ① 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。 ② 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。 ③ 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。 〕		
法13条2項5号 省令3条3項	路外駐車場の供用契約に関する事項 〔 駐車する自動車の滅失・損傷についての損害賠償に関する事項を含むものとする 〕		
法13条2項6号 省令4条1項1号	構造上、駐車できない自動車		
法13条2項6号 省令4条1項2号	附帯して行う業務の概要 〔 燃料の販売、自動車の修理その他 〕		

条 文	そ の 他 対 応 す べ き 事 項	適・否	備 考
政令17条	駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間、駐車料金の額を明示しなければならない。		

(参考) 届出対象駐車場の管理者の法定責務

- ・管理規定に定めた供用時間内においては、正当な理由のない限り、供用を拒んではならない。
〔駐車場法第15条第1項〕
- ・管理規定に従って業務を運営しなければならない。〔駐車場法第15条第2項〕
- ・建築基準法第8条の規定^{※1}によるほか、構造及び設備を政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければならない。〔駐車場法第15条第2項〕
- ・路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない〔バリアフリー新法第11条第2項〕
- ・駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失または損傷について損害賠償の責任を免れることはできない。〔駐車場法第16条〕

※1〔建築基準法第8条第1項〕

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。